

「東アジア文化都市 2016 奈良市」 市民連携事業募集要項

募集期間

平成28年3月14日（月）～4月8日（金）

☆本募集は、平成28年度予算成立後、速やかに補助金の交付を行うため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助事業者の採択や予算の執行は、平成28年度予算の成立が前提であり、今後内容が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会

「東アジア文化都市 2016 奈良市」市民連携事業募集要項

【補助金交付の趣旨】

奈良市は、国家プロジェクトである「東アジア文化都市 2016」開催都市に選定され、同じく開催都市に選定された寧波市（中国）・済州特別自治道（韓国）と連携しながら、日中韓の文化交流を目的に様々な文化プログラムを実施します。

「東アジア文化都市 2016 奈良市」事業を市民とともに盛り上げ、日中韓をはじめとした東アジア地域の友好交流を推進するため、市民が自ら企画・運営を行う文化団体等の事業を募集し審査のうえ採択し、支援します。

【補助内容】

○補助対象団体

次に掲げる要件を全て満たす文化団体等とします。

- (1) 奈良市内に住所地を有する、または、活動実績がある団体であること
- (2) 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みであること
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること
- (4) 会計経理が明確であること
- (5) 政治活動、または、宗教活動を目的としないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団もしくは暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないこと
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体でないこと
- (8) 団体の全役員は、成年被後見人または被保佐人並びに破産者で復権を得ない者のいずれかにも該当しない者であること

○補助対象事業

次に掲げる事項を全て満たし、日中韓の文化交流の振興に寄与すると「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めるものとします。

- (1) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」の主旨とテーマ『古都奈良から多様性のアジアへ』に沿う文化事業であること
- (2) 奈良市内で実施する事業であること
- (3) 会員のみを対象とした事業でないこと
- (4) 既存事業の場合、新たな要素が追加された事業であること
- (5) 特定の個人、または、団体の親睦を目指す事業でないこと
- (6) 単なる文化教室等の発表会や講演会等でないこと
- (7) 不特定多数の集客、参加が見込まれること
- (8) 営利を目的とするものでないこと
- (9) 寄附を目的とするものでないこと
- (10) 当該補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- (11) 当該事業に対し、奈良市から他の補助金等の交付を受けていないこと

※対象とならない事業例

- ・国又は地方公共団体が主催する事業
- ・地域住民の懇親を目的とした定例の祭りや事業
- ・政治、宗教などに関する事業

【事業実施例】

- ・シンポジウム（「日中韓の食文化について」「東アジアの文化の伝来」など）

- ・伝統芸能（日中・日韓の伝統芸能の公演など）
- ・音楽、演劇、舞踊（日中韓の楽器による演奏、東アジアの奏者・演者・舞踊家によるコラボ、日中・日韓の作者・監督の公演など）

○補助対象期間

平成 28 年 5 月 1 日（日）から平成 28 年 12 月 31 日（土）まで

（注意）交付決定は平成 28 年 4 月下旬を予定しており、採択できない場合もありますので補助金交付を前提とした事業着手は行わないでください。

○補助対象経費

項 目	細 目	内 容（例）
会場・舞台・設営費	会場費	会場使用料、設備使用料
	舞台費	大・小道具費、衣装費、舞台美術費、音響・照明費、器材借料
	設営費	会場設営費、会場撤去費
	運搬費	道具・楽器・展示作品の運搬費
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・司会者等の出演料
	音楽費	作曲・編曲料、作詞料、楽器・楽譜賃借料、写譜料、調律料
	文芸費	演出料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、プラン料、翻訳料、著作権料、鑑定料
謝金・旅費・宣伝費等	謝 金	編集謝金、原稿謝金、通訳料、会場整理謝金、駐車場整理謝金、医師・看護師謝金
	旅 費	講師・出演者等の交通費及び宿泊費、出演交渉旅費、調査旅費
	通信費	チラシ・ポスター・案内状等の郵送費
	宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、TV、駅貼り等）、立看板費
	印刷費	プログラム・台本・チラシ・ポスター・入場券・案内状・作品集・図録等の印刷
	記録費	録画費、録音費、写真費
	その他	展示品等借上料、事業に関する各種保険 特に必要と認める経費

※補助対象外経費

- ・申請団体構成員以外が支出した経費
- ・申請団体の構成員に対する謝金、日当
- ・団体の通常の会議、打合せ、練習等に係る経費
- ・事業が終了しても団体に残る備品等（単価 3 万円を超える物品）の購入費
- ・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等）
- ・賞金、賞品等にかかる経費
- ・団体運営費及び事務所維持費
- ・レセプション費用、飲食関係費用（ゲスト等のものも含める）、来場者の記念品

- ・その他、補助対象として適当でないと委員長が判断したもの

○補助金額

補助金額・・・補助対象経費から入場料・参加費等収入を控除した額の1／2以内
(限度額100万円)

【応募手続き】

○応募書類

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- ①「東アジア文化都市 2016 奈良市」市民連携事業審査申込書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④団体調書（第4号様式）
- ⑤事業の実施体制（第5号様式）
- ⑥団体目的等についての誓約書（第6号様式）
- ⑦団体の規約・定款等の写し
- ⑧団体役員等の名簿
- ⑨その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

○応募期間

平成28年3月14日（月）から4月8日（金）まで ー必着ー

○提出方法

「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会事務局へ持参もしくは郵送で提出してください。（FAX・メールでの提出は不可。）

※持参の場合は、土・日・祝を除く各日9：00から17：00までにご持参ください。ただし、ならまちセンター休館日（応募期間中の月曜日と3月22日（火））に持参される場合は事前に当事務局までご連絡ください。

郵送の場合は、必ず電話等で当事務局に到着確認を行ってください。送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

○提出部数

上記応募書類（①～⑨）を、それぞれ正本1部及び副本6部の合計7部を提出してください。

○提出先及び問い合わせ先

「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会事務局
所在地：〒630-8362 奈良市東寺林38番地ならまちセンター3階
奈良市市民活動部東アジア文化都市推進課内
電 話：0742-27-0120
E-mail：east-asia-bunka@city.nara.lg.jp

【審査方法】

応募のあった補助対象事業について、一次審査および二次審査を行い、採択事業を決定します。

○一次審査

提出書類に基づき書類審査を実施します。

○二次審査

一次審査を通過した申請団体による、一般公開のプレゼンテーションを行い、「東アジア

文化都市 2016 奈良市」市民連携事業審査委員会による審査を実施し採択団体を選定します。
プレゼンテーションに参加しない団体の事業は理由に関わらず不採択とします。

プレゼンテーション実施日は、平成 28 年 4 月 26 日（火）を予定しています。詳細については、別途通知します。

審査会において、プレゼンテーションの結果及び事業内容等を考慮しながら、総合審査のうえ採択・不採択を決定します。なお、採択にあたっては第一次審査の内容を参考にすることがあります。

○審査委員会の構成

- (1) 有識者 2 名
- (2) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会委員 2 名

○審査基準

一次及び二次審査の審査基準は以下のとおりとします。

(1) 一次審査基準

- ・申請団体が「補助対象者団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業が「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・「東アジア文化都市 2016 奈良市」の主旨とテーマに沿っている事業であること
- ・単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること

(2) 二次審査基準

審査項目	審査のポイント	点数	
方向性	①「東アジア文化都市 2016 奈良市」の主旨とテーマに沿った事業目的が設定されているか。	1 5	3 0
	②日中韓の文化交流の促進に資する事業であるか。	1 5	
実現性	①事業の企画・立案を文化団体等が自主的に行っているか。	1 0	2 5
	②事業計画は実現可能なものであるか。	5	
	③経費の積算は適切であるか。	1 0	
公益性	①市民の文化に対する意識を高める事業であるか。	1 0	2 0
	②広く市民の共感を得られるとともに、不特定多数の市民に事業効果が及ぶものであるか。	1 0	
創造性	①事業内容に創意工夫があり、魅力的な付加価値があるか。	5	1 5
	②事業内容に新規性があるか。	1 0	
手段の有効性	①手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。	5	1 0
	②一定の事業効果が見込めるのか。	5	
合 計		1 0 0	

○審査結果

平成 28 年 4 月下旬までに全ての応募団体に対し、採択・不採択を郵送にて通知します。

【補助金の交付決定及び事業実績報告】

○補助金の交付決定

採択された事業については、以下の書類を平成 28 年 4 月下旬までに提出してください。
なお、採択にあたっては条件をつけることがあります。

- ①「東アジア文化都市 2016 奈良市」市民連携事業補助金交付申請書（第 9 号様式）
- ②収支予算書（第 3 号様式）
- ③事業の実施体制（第 5 号様式）

○事業実績報告

補助金交付事業が終了したときは、事業完了日から 30 日以内に以下の書類を提出してください。この際、領収書（写）等の支出証拠書類についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。

（注意）領収書不備の場合は補助対象外として取り扱います。領収書の取扱いについては、別紙「領収書の取扱いについて」を参考にしてください。

- ①事業実施報告書（第 15 号様式）
- ②事業実績報告書（第 16 号様式）
- ③収支精算書（第 17 号様式）
- ④対象経費の明細書（第 18 号様式）及び領収書等の支出証拠書類
- ⑤アンケート調査の結果（公演やシンポジウム等参加者のいる事業を行った場合のみ提出）
- ⑥その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真等）

○補助金の交付

事業実施報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（第 20 号様式）を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

実行委員会が必要と認めた場合は、概算払い（補助金交付決定額の 1 / 2 を限度とした前払い）を受けることができます。

概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、以下の書類を提出してください。

- ①「東アジア文化都市 2016 奈良市」市民連携事業補助金の概算払い交付依頼書（第 13 号様式）
- ②資金計画書（様式自由）

【事業スケジュール（予定）】日程については、決定次第ホームページ等でご案内します。

事項	日程
応募期間	平成 28 年 3 月 14 日（月）～4 月 8 日（金）
事前相談会の開催 ※要事前予約	平成 28 年 3 月 18 日（金）・19 日（土）
一次審査	平成 28 年 4 月中旬
プレゼンテーションの開催 二次審査	平成 28 年 4 月 26 日（火）
採択案件の内定 補助金交付申請	平成 28 年 4 月下旬
補助金交付決定	平成 28 年 4 月下旬
補助事業の実施	平成 28 年 5 月 1 日（日）～12 月 31 日（土）
採択団体の交流会	第 1 回平成 28 年 5 月中旬

	第2回平成28年9月下旬
	第3回平成29年1月中旬
事業実施報告	事業完了日から30日以内
補助金の額確定、交付	報告書の審査後、速やかに

【注意事項】

○補助事業の変更・中止、補助金の取り消し

(1) 申請した内容に変更がある場合は、「事業変更・中止（廃止）承認申請書」（第11号様式）を提出していただきます。

なお、中止、事業規模の縮小などを行った場合は、補助金の返還を求める場合があります。

(2) 虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します。

(3) 補助金を当該事業以外の用途に使用した時は、補助金の交付を取り消します。

(4) 補助金交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反した時は、補助金の交付を取り消します。

○事業に関する各種保険について

事業実施にあたっては、十分な安全を確保して行ってください。なお、万が一に備えて各種保険などに加入してください。保険の費用は、補助対象経費となります。

○関係書類の整備・保存

補助を受けた事業にかかる経費の収支を記載した帳簿や通帳、領収書などの証拠書類を整理し、かつ、補助金交付事業等の完了した日が属する年度終了後5年間（平成34年3月31日まで）保存してください。

【その他】

○応募要項及び応募書類の様式の配布

応募要項及び応募書類の様式は、奈良市東アジア文化都市推進課のホームページから入手してください。

○応募などに要する費用

応募に要する費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）及び事業実施後の報告にかかる費用は、全て応募者の負担になります。

○情報公開

- ・応募された事業名、事業内容、団体名および代表者名は公表します。
- ・第二次審査のプレゼンテーションは公開で行います。
- ・第一次、第二次審査の概要は公表します。
- ・事業実績報告の概要についても公表します。

○「東アジア文化都市2016奈良市」市民連携事業の名称の明記

採択された事業に関するポスター・チラシ・プログラム、その他広告・資料などを作成する時は、「東アジア文化都市2016奈良市」市民連携事業の記載及び「東アジア文化都市2016奈良市」のロゴマークを必ず表示してください。

○アンケートの実施

採択された事業において、公演やシンポジウム等参加者のいる事業を行う場合には、事業評価の一環として、その参加者に対しアンケートを行ってください。

○事前相談会の開催

希望者を対象に、事前に募集内容の相談（1団体20分程度）を受け付けます。※予約制

日 時： 平成28年3月18日（金）17：00～21：00

3月19日（土）9：30～12：30

場 所： ならまちセンター3階 第4会議室

予約方法：下記まで、お電話にてご予約ください。

予約期間：3月14日（月）から3月17日（木）まで

（土・日を除く各日9：00から17：00までにご予約ください。）

予約・問い合わせ先：「東アジア文化都市2016奈良市」実行委員会事務局

（奈良市市民活動部東アジア文化都市推進課内）

電 話：0742-27-0120

担 当：小谷、北浦

※当日はできるだけ効果的な相談を行うため、ある程度の内容を記載した応募書類をお持ちください。